

意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う影響に  
対する万全な対応等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数については、全国的に減少傾向にあるものの今なお新たな感染者が日々確認されている。また、コロナ禍により多くの方々を受け打撃から未だ回復の途上にあり、その影響は多方面で色濃く残っている。

国においては、専門家の議論を踏まえ、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)の5類感染症に位置付けを変更することを決定し、これまで講じてきた各種の施策・措置について見直しを行うこととしている。

新型コロナウイルス感染症対策が大きな転換点を迎える中、今後も継続的な感染者の発生が想定されることから、住民の不安を払拭するため、医療費やワクチン接種に係る負担のあり方や医療提供体制の確保、相談体制等について十分な準備期間を設けた上で仕組みの再構築を進めていく必要がある。併せて、長期にわたるコロナ禍で疲弊した地域経済の早急な復興・再生に向けた取組みを加速化させていくことが不可欠である。

よって、国においては、感染症法上の位置付けの変更に伴う住民や保健・医療の現場の不安を払拭し、地域経済の立て直しを図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療費については、他の疾病における費用負担との公平性等を踏まえつつ一定の公費負担を継続するなど、新型コロナウイルス感染症患者等がためらわず必要な医療を受けられるよう対策を講じること。
- 2 新型コロナウイルス感染症患者等の診療や入院の受入れに慎重になる医療機関が出てくることも想定されることから、医療機関における感染防御対策を具体的に提示するなど受入医療機関の拡大が図られるよう努めること。また、患者の受入体制が整備されるまでに一定の期間を要すると見込まれることから、現在の医療提供体制を維持するため、国による病床確保料等の支援を当面継続すること。
- 3 陽性者の体調悪化時等における相談機能は当面必要であることから、都道府県において相談体制を維持するため、全額国費による財政措置を継続すること。
- 4 ワクチン接種体制の構築には十分な準備期間が必要となることから、今後の具体的な接種計画を早急に示すとともに、接種体制の確保に要する経費については地方負担が生じないように、これまでどおり全額国費による財政措置を継続すること。
- 5 コロナ禍以降、エネルギー価格や物価の高騰、円安などにより地域経済は甚大な影響を被っていることから、全国旅行支援をはじめとする国による経済支援施策を当面継続するとともに、感染症法上の位置付けの変更後も都道府県が新型コロナウイルス感染症対策を含めた施策を総合的かつ機動的に講じられるよう、地方創生臨時交付金の確保をはじめとする財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣 あて  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当大臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和5年3月15日

提出者 山形県議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長  
森谷 仙一郎

意見書(案)

空き家の発生抑制と利活用の促進を求める意見書

近年、少子高齢化を伴う人口減少や家族構成の変化等により空き家が年々増加しており、所有者による適切な管理が行われていない空き家は、地域の安全性の低下や公衆衛生の悪化、まち並み景観の阻害等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

平成30年に行われた住宅・土地統計調査によると、本県の空き家は54,200戸と過去20年間で約2倍に増加しており、このうち20,400戸が利活用可能な空き家となっているが有効に活用されていない。

空き家の発生要因は、空き家の維持・管理・処分に関する認識の不足や、処分等について相談できる環境が少ないなど様々であることから、行政やNPO等の民間団体による発生抑制につながる意識醸成の取組みなど所有者に寄り添った支援が必要である。

また、空き家の利活用には中古住宅の流通・マッチングが重要となるが、地方自治体から空き家対策に取り組むNPO等への所有者情報の提供等の連携した取組みが不足している。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴うテレワークの普及等により、地方移住や二拠点居住といった動きが加速しており、空き家利活用の新たな選択肢となっているが、中古住宅である空き家は品質への不安など負の印象が強いことから、空き家利活用の促進に向けては、中古住宅の流通を促進する施策をより強力で推進する必要がある。

よって、国においては、空き家の発生抑制と利活用の促進のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 空き家の発生抑制のため、子育て世代や高齢者等それぞれのライフステージに応じた住宅の取得や管理、処分に関する情報発信や相談体制の充実に対する支援を行うこと。
- 2 空き家対策やまちづくりに取り組むNPO等が活動しやすい環境を整備するなど、中古住宅の流通を促進する施策の拡充を行うこと。
- 3 中古住宅ならではの魅力や価値を再評価し、中古住宅が住み替えの選択肢として消費者に認識されるよう十分な啓発を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣

山形県会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和5年3月15日

提出者 山形県議会まちづくり・交通インフラ対策特別委員長  
梶原 宗明

意見書(案)

不登校児童生徒等の支援体制の拡充と学習機会の確保に必要な財政支援を  
求める意見書

近年、不登校状態にある児童生徒等が増加しており、不登校による学習機会の喪失が「貧困の連鎖」などの問題の拡大につながるおそれがあることから、不登校児童生徒等への支援体制の充実が求められている。

国では、不登校等の困難を抱える児童生徒に対する支援を目的に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のための財政措置を行っている。これを受け本県では、専門知識を持ったスクールカウンセラーや教育相談員等の外部専門家を全ての中学校及び県立高等学校に配置するとともに、学校・家庭・福祉機関等とのコーディネートを行うスクールソーシャルワーカーを派遣するなど支援体制の充実強化に取り組んできた。

しかしながら、文部科学省が実施した「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県における不登校児童生徒数は2,040人で令和2年度の同調査から441人、約28%増加しており、不登校児童生徒等への支援体制の更なる充実、学校以外の居場所づくりやICTを活用した遠隔教育など学習機会の確保は喫緊の課題である。

よって、国においては、不登校児童生徒等の支援体制の拡充と学習機会の確保に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員など、不登校児童生徒等の心のケアや家庭環境の改善への支援体制の拡充に必要な財政支援を行うこと。
- 2 不登校児童生徒等の学習機会の確保のため、学校以外の子どもの居場所となる教育支援センターの設置運営やICTを活用した遠隔教育に必要な教職員等の配置及び教育環境の整備に対する支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 へ  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和5年3月15日

提出者 山形県議会生涯健康・子ども支援対策特別委員長  
今野 美奈子

意見書(案)

森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び林業・木材産業の活性化対策  
の推進を求める意見書

持続可能な開発目標（SDGs）への国民の関心が高まる中、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する森林・林業・木材産業への期待が高まっている。

また、我が国では、戦後植林された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、計画的な間伐、主伐・再造林による森林資源の若返りと持続可能な森林経営に資する林業・木材産業の活性化が求められている。

こうした中、国は、森林整備等に係る地方財源を安定的に確保するため、森林環境譲与税により地方の実情に応じた取組みを支援するとともに、新たな森林・林業基本計画を策定し、森林整備から木材需要創出までの取組みを総合的に支援している。本県においても、市町村が森林環境譲与税を活用し、森林整備や路網整備、林業の担い手確保・育成等に取り組むほか、県においては間伐の効率化や再造林の低コスト化への支援、スマート林業の普及に取り組むとともに、県産木材を使用した住宅や店舗などへの支援を強化するなど、林業・木材産業の活性化につながる取組みを推進している。

しかしながら、現在の森林環境譲与税の譲与基準では総額の10分の3が人口按分により算定・配分されていることから、人口の少ない山間部では十分な事業財源を確保できない一方で、人口の多い都市部では十分に活用されない事例も散見されるなど、その効果的な活用が求められている。

また、林業・木材産業の活性化のためには、こうした地方の取組みはもとより、国を挙げて国産材の安定供給や生産性の向上及び新たな需要創出に向けた取組みを強化していく必要がある。

よって、国においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 森林環境譲与税については、林業に係る財政需要がより大きい地方公共団体が、実情に応じて森林整備や路網整備、林業の担い手確保などに十分に取り組むことができるよう譲与基準の見直しを行うこと。
- 2 国産材の安定的な供給体制の確保と生産性向上を図るため、移住者など多様な人材の活用も含めた担い手の確保・育成、高性能林業機械の導入、森林資源・生産管理へのICTやデジタル技術の活用及び路網整備に対する支援等を更に強化すること。
- 3 国産材の需要拡大を図るため、公共・民間建築物の木造化・木質化、直交集成板を活用した中高層建築物の整備や木質バイオマスエネルギーの利用を一層促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 〓  
財務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和5年3月15日

提出者 山形県議会デジタル化・脱炭素社会対策特別委員長  
高橋 淳